

目次

第1章 総則(第1条)
第2章 一般廃棄物(第2条―第11条)
第3章 産業廃棄物(第12条―第28条)
第4章 雑則(第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)
第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行について、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般廃棄物
(一般廃棄物処理業の許可の申請書)
第2条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書(様式第1号)又は一般廃棄物処分業許可(更新)申請書(様式第1号の2)を、次に掲げる書類及び図面(許可の更新の申請にあっては、[第1号](#)、[第3号](#)、[第4号](#)、[第7号](#)及び[第10号](#)から[第12号](#)までに掲げる書類及び図面並びにこれら以外の書類及び図面にあっては変更のあったものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類
(2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の付近の見取り図並びに最終処分場にあつては周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)
(3) [前号](#)の施設が収集運搬車両である場合は、正面及び側面の写真
(4) 事業の用に供する施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権限を有すること)を証する書類
(5) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に定める使用人の履歴書
(6) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し並びに申請者及び政令第4条の7に定める使用人の履歴書
(7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
(8) 従業員名簿(法人にあっては役員及び従業員名簿)
(9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
(10) 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調査、直前3年(許可の更新の申請にあっては、1年)の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(12) その他市長が必要と認める書類
(平22規則95・追加、平24規則77・令4規則50・令4規則19・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可証)
第2条の2 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可又は同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可(更新)証(様式第1号の3)又は一般廃棄物処分業許可(更新)証(様式第1号の4)を交付する。

(変更の許可の申請書)
第2条の3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、法第7条の2第1項の規定により変更の許可を受けようとするときは、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第1号の5)を、変更後の事業計画の概要を記載した書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の許可証)
第2条の4 市長は、法第7条の2第1項の規定による変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証(様式第1号の6)を交付する。

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)
第2条の5 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により廃止の届出を行おうとするときは、一般廃棄物処理業廃止届出書(様式第1号の7)を、許可証を添えて、10日以内に市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により変更の届出を行おうとするときは、一般廃棄物処理業変更届出書(様式第1号の8)を、市長が必要と認める書類を添えて、10日以内に市長に提出しなければならない。
3 一般廃棄物処理業者が死亡(法人の場合は解散等)したときは、相続人(法人の解散等の場合は清算人等)は、直ちに市長に届け出なければならない。

(許可証の再交付)
第2条の6 一般廃棄物処理業者は、許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。
2 [前項](#)の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第1号の9)を市長に提出しなければならない。この場合において、許可証を毀損し、又は汚損したことにより再交付を受けようとする者は、当該申請書にその毀損し、又は汚損した許可証を添付しなければならない。
3 一般廃棄物処理業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その再交付を受けることができる。
4 [前項](#)の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書に許可証を添付して市長に提出しなければならない。

(許可証の返納)
第2条の7 一般廃棄物処理業者は、[次の各号](#)のいずれかに該当したときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を取り消されたとき。
(2) 業務の全部の停止を命ぜられたとき。
(3) 許可証の再交付を受けた後に亡失した許可証を発見したとき。
(平22規則95・追加)

(一般廃棄物処理業に係る実績報告書の提出)
第2条の8 一般廃棄物収集運搬業者は、毎年5月31日までに、その年の3月31日以前の1年間における収集又は運搬に関する実績について一般廃棄物収集運搬業実績報告書(様式第1号の10又は様式第1号の11)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物処分業者は、毎月、一般廃棄物処分業実績報告書(様式第1号の12)を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。

(再生利用業の指定の申請)
第2条の9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号又は第2条の3第2号の規定による指定(以下この章において「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、[次の各号](#)に掲げる場合の区分に応じ、[当該各号](#)に定める書類及び図面を市長に提出しなければならない。

(1) 省令第2条第2号に規定する一般廃棄物みの収集又は運搬(以下この章において「再生輸送」という。)を業として行う場合
ア 一般廃棄物再生輸送業指定申請書(様式第1号の13)
イ [第2条各号](#)に掲げる書類及び図面
(2) 省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物みの処分(以下この章において「再生活用」という。)を業として行う場合
ア 一般廃棄物再生活用業指定申請書(様式第1号の14)
イ [第2条第1号](#)及び[第2号](#)並びに[第4号](#)から[第12号](#)までに掲げる書類及び図面
(平22規則95・追加、令4規則19・一部改正)

(再生利用業の指定の基準)
第2条の10 市長は、[前条](#)の規定により再生利用個別指定の申請があつた場合において、当該申請が[次の各号](#)に掲げる申請の区分に応じ、[当該各号](#)に定める基準に適合しないときは、当該指定をしないものとする。

(1) 再生輸送業の指定申請
ア 再生輸送業の指定の申請をした者(以下この号において「申請者」という。)が、再生利用一般廃棄物(再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物をいう。以下同じ。)の排出者から再生輸送の委託を直接受ける者であること。
イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2に規定する基準に適合するものであること。
ウ 引き取られた再生利用一般廃棄物が、政令第3条第1号に規定する基準に従い、収集又は運搬されること。
エ 再生利用一般廃棄物の排出者から再生利用一般廃棄物を無償又は再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料手で引き取ること。
オ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
カ 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
キ 申請者が、[第2条の16](#)の規定により再生輸送業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
(2) 再生活用業の指定申請
ア 再生活用業の指定の申請をした者(以下この号において「申請者」という。)が、再生利用一般廃棄物の排出者から、その処分の委託を直接受ける者であること。
イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の4第1号イ(2)及び(3)並びに同条第1号ロに規定する基準に適合するものであること。
ウ 排出者から引き取られた再生利用一般廃棄物は、その大部分が再生の用に供されること。
エ 再生利用一般廃棄物の排出者から再生利用一般廃棄物を無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料手で引き取ること。
オ 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
カ 排出者との間で再生利用一般廃棄物の再生活用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
キ 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
ク 申請者が、[第2条の16](#)の規定により再生活用業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
(平22規則95・追加、令元規則50・一部改正)

(再生利用個別指定業指定証の交付)
第2条の11 市長は、再生利用個別指定をしたときは、一般廃棄物再生輸送業指定証(様式第1号の15)又は一般廃棄物再生活用業指定証(様式第1号の16)を交付するものとする。

2 一般廃棄物再生輸送業指定証及び一般廃棄物再生活用業指定証(以下この章において「指定証」という。)の有効期間は、2年とする。

(再生利用業の変更等の申請)
第2条の12 再生利用個別指定を受けた者(以下この章において「再生利用個別指定業者」という。)は、その事業の一部を廃止するとき、又は指定証の記載事項に変更を生じたときは、一般廃棄物再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第1号の17)に、指定証並びに当該変更の内容を記載した書類及び図面で市長が必要と認めるものを添付して市長に申請し、変更の指定を受けなければならない。

2 [前条](#)の規定は、[前項](#)の規定により変更の指定をした場合について準用する。

(再生利用個別指定の更新)
第2条の13 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定の有効期間が満了する前にその更新を受けることができる。

2 [前項](#)の規定による更新を受けようとする者は、一般廃棄物再生利用個別指定業更新申請書(様式第1号の18)に指定証を添付して、市長に申請しなければならない。

3 [第2条の11](#)の規定は、[第1項](#)の規定による更新をした場合について準用する。

(再生利用業の廃止の届出)
第2条の14 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定の事業の全部を廃止したときは、その日から10日以内に、一般廃棄物再生利用個別指定業廃止届出書(様式第1号の19)に指定証を添付して市長に届け出なければならない。

(指定証の再交付)
第2条の15 再生利用個別指定業者は、指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、一般廃棄物再生利用個別指定業指定証再交付申請書(様式第1号の20)により、その再交付を市長に申請することができる。

2 [前項](#)の申請書には、指定証を添付しなければならない。ただし、指定証を亡失した場合は、この限りでない。

3 指定証を亡失した者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは、速やかに当該発見した指定証を市長に返還しなければならない。

(再生利用業の指定の取消し等)
第2条の16 市長は、再生利用個別指定業者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 法、政令、省令又はこの規則の規定に違反したとき。
(2) [第2条の10](#)に規定する基準に該当しなくなったとき。

2 再生利用個別指定業者は、[前項](#)の規定により再生利用個別指定を取り消されたとき、又は当該再生利用個別指定の有効期間が満了したときは、速やかに指定証を市長に返納しなければならない。

(再生利用業に係る帳簿の記載及び保存)
第2条の17 再生輸送を行う再生利用個別指定業者は、事業場及び再生利用一般廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 再生輸送を行った年月日
(2) 排出者ごとの再生輸送の量
(3) 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送の量

2 再生活用を行う再生利用個別指定業者は、事業場及び再生利用一般廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 受入れ又は再生活用を行った年月日
(2) 排出者ごとの受入量及び受入料金
(3) 再生活用の方法及び再生活用の量
(4) 再生活用によって生じる廃棄物の持出先ごとの持出量

3 再生利用個別指定業者は、毎月末までに[前2項](#)の帳簿に前月中におけるこれらの規定に定める事項を記載しなければならない。

4 [第1項](#)及び[第2項](#)の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(再生利用業に係る実績報告書の提出)
第2条の18 再生利用個別指定業者は、毎月、一般廃棄物再生輸送業実績報告書(様式第1号の21)又は一般廃棄物再生活用業実績報告書(様式第1号の22)を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)
第2条の19 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号の23)によるものとする。

2 [前項](#)の申請書には、法及び省令に定める書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 一般廃棄物処理施設を設置しようとする土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有権を有しない場合にあっては、申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類)
(2) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第2号)によるものとする。

4 市長は、法第8条の2第5項の検査を行ったときは、当該検査を受けた者に対し、その結果を一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(平22規則95・旧第2条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)
第2条の20 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第3号の2)によるものとする。

2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、定期検査結果通知書(様式第3号の3)によるものとする。

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)
第3条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第4号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第4条 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第5号)によるものとする。

2 前項の申請書には、法及び省令に定める書類及び図面のほか、当該変更に係る第2条の19第2項各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

3 第2条第4項の規定は、法第9条第2項において準用する法第8条の2第5項の規定による検査について準用する。

(平23規則18・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可証)

第5条 市長は、法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可をしたときは、当該許可の申請をした者に対し、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第6号。以下この条において「許可証」という。)を交付するものとする。

2 許可証の交付を受けた者は、許可証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置・産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業許可証再交付申請書(様式第7号)により市長に許可証の再交付を申請することができる。

3 許可証がき損し、又は汚損したことにより前項の申請をする者は、同項の申請書に当該き損し、又は汚損した許可証を添付しなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに市長に許可証(第1号の場合にあっては、発見した許可証)を返納しなければならない。

(1) 第2項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。

(2) 法第9条の2の2第1項又は第2項の規定により許可を取り消されたとき。

(3) 当該許可証に係る一般廃棄物処理施設を廃止したとき。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等に係る届出)

第6条 省令第5条の4の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第8号)によるものとする。

2 前項の届出書には、省令に定める書類及び図面のほか、省令第5条の4の2第1項第6号に規定する変更にあつては当該変更に係る第2条の19第2項各号に掲げる書類及び図面を、一般廃棄物処理施設の廃止にあつては当該廃止をしようとする一般廃棄物処理施設の設置に係る許可証を添付するものとする。

(平23規則18・一部改正)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

第7条 省令第5条の5第1項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第9号)によるものとする。

2 前項の届出書には、省令に定める書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他市長が必要と認める書類及び図面を添付するものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第8条 省令第5条の5の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第10号)によるものとする。

2 前項の申請書には、省令に定める書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真及び跡地利用計画書を添付するものとする。

3 市長は、法第9条第5項の確認を行ったときは、当該確認の申請をした者に対し、その結果を一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認結果通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第8条の2 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第11号の2)によるものとする。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の認定を行ったときは、当該認定の申請をした者に対し、熱回収施設設置者認定証(様式第11号の3)を交付するものとする。

(平23規則18・追加)

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第8条の3 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第11号の4)によるものとする。

(平23規則18・追加)

(認定熱回収施設設置者に係る報告)

第8条の4 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(様式第11号の5)によるものとする。

(平23規則18・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け及び借受けの許可の申請)

第9条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第12号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置者の合併及び分割の認可の申請)

第10条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書(様式第13号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置者の相続の届出)

第11条 省令第6条第1項の届出書の様式は、一般廃棄物処理施設設置者相続届出書(様式第14号)によるものとする。

第3章 産業廃棄物

(再生利用業の指定の申請)

第12条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、産業廃棄物再生利用個別指定業指定申請書(様式第15号)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類及び図面を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 省令第9条第2号に規定する産業廃棄物のみの収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行う場合

ア 省令第9条の2第2項各号に掲げる書類及び図面

イ 排出事業者との契約の予定を確認できる書類

ウ その他市長が必要と認める書類及び図面

(2) 省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物のみの処分(以下「再生活用」という。)を業として行う場合

ア 省令第10条の4第2項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類及び図面

イ 排出事業者との契約の予定を確認できる書類

ウ 再生活用において生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類

エ その他市長が必要と認める書類及び図面

(再生利用個別指定業指定証の交付)

第13条 市長は、再生利用個別指定をしたときは、産業廃棄物再生利用個別指定業指定証(様式第16号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。この場合において、市長は、指定証の有効期間を定めるものとする。

(再生利用業の事業範囲等の変更)

第14条 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)が、指定に係る事業の範囲、事業の用に供する施設(車両等を除く。)又は産業廃棄物の保管の場所を変更しようとするときは、産業廃棄物再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第17号)に、指定証並びに当該変更の内容を記載した書類及び図面で市長が必要と認めるものを添付して市長に申請し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、第16条に定めるところによる。

2 前条の規定は、前項の規定により変更の指定をした場合について準用する。

(再生利用個別指定の更新)

第15条 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定の有効期間が満了する前にその更新を受けることができる。

2 前項の規定による更新を受けようとする者は、産業廃棄物再生利用個別指定業更新申請書(様式第18号)に指定証を添付して、市長に申請しなければならない。

3 第13条の規定は、第1項の規定による更新をした場合について準用する。

(再生利用業の廃止の届出)

第16条 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、その日から10日以内に再生利用個別指定業廃止届出書(様式第19号)に指定証を添付して市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出が事業の一部の廃止に係るものであるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出)

第17条 再生利用個別指定業者は、指定証の記載事項に変更を生じたとき(第14条第1項又は前条第1項の規定に該当する場合を除く。)は、産業廃棄物再生利用個別指定業変更届出書(様式第20号)に指定証並びに当該変更の内容を記載した書類及び図面で市長が必要と認めるものを添付して、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用業の指定証の再交付)

第18条 再生利用個別指定業者は、許可証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、産業廃棄物再生利用個別指定業指定証再交付申請書(様式第21号)により、その再交付を市長に申請することができる。

2 指定証がき損し、又は汚損したことにより前項の申請をする者は、同項の申請書に当該き損し、又は汚損した指定証を添付しなければならない。

3 再生利用個別指定業者は、第1項の規定により指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見したときは、速やかに当該発見した指定証を市長に返納しなければならない。

(再生利用業の指定の取消し)

第19条 市長は、再生利用個別指定業者が、法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったときその他法、政令、省令又はこの規則の規定に違反したときは、当該再生利用個別指定を取り消すことができる。

2 再生利用個別指定業者は、前項の規定により再生利用個別指定を取り消されたとき、又は当該再生利用個別指定の有効期間が満了したときは、速やかに指定証を市長に返納しなければならない。

(平22規則95・一部改正)

(再生利用業に係る帳簿の記載及び保存)

第20条 再生輸送を行う再生利用個別指定業者は、事業場及び産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 再生輸送を行った年月日

(2) 排出者ごとの再生輸送の量

(3) 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送の量

2 再生活用を行う再生利用個別指定業者は、事業場及び産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 受入れ又は再生活用を行った年月日

(2) 排出者ごとの受入量

(3) 再生活用の方法及び再生活用の量

(4) 再生活用によって生じる廃棄物の持出先ごとの持出量

3 再生利用個別指定業者は、毎月末までに前2項の帳簿に前月中におけるこれらの規定に定める事項を記載しなければならない。

4 第1項及び第2項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(産業廃棄物処理業の変更等の届出)

第21条 事業の全部若しくは一部の廃止又は省令第10条の2、第10条の6、第10条の14及び第10条の18の許可証(以下この条において「許可証」という。)の記載事項の変更に係る省令第10条の10第2項又は第10条の23第2項の届出書には、省令に定める書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 当該事業に係る許可証

(2) 省令第10条の10第1項第2号及び第10条の23第1項第2号に掲げる事項の変更の場合にあっては、当該届出をする者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

(3) 省令第10条の10第1項第1号及び第10条の23第1項第1号に掲げる事項の変更以外の変更の場合であつて、当該届出をする者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

2 前項の場合において、許可証の記載事項の変更に係る届出がなされたときは、市長は、当該許可証を書き換えて、当該届出を行った者に交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第22条 法第15条第2項の申請書には、法及び省令に定める書類及び図面のほか、第2条の19第2項各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

2 市長は、法第15条の2第5項(法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)の検査を行ったときは、当該検査を受けた者に対し、その結果を一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(平23規則18・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可申請)

第23条 省令第12条の9第1項の申請書には、法及び省令に定める書類及び図面のほか、当該変更に係る第2条の19第2項各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(平23規則18・一部改正)

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付)

第24条 省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18及び第12条の5に規定する許可証(以下この条において「許可証」という。)の交付を受けた者は、当該許可証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置・産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業許可証再交付申請書(様式第7号)により市長に許可証の再交付を申請することができる。

2 許可証がき損し、又は汚損したことにより前項の申請をする者は、同項の申請書に当該き損し、又は汚損した許可証を添付しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに市長に許可証(第3号の場合にあっては発見した許可証)を返納しなければならない。

(1) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業許可証が有効期間の満了により効力を失ったとき。

(2) 許可に係る産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業の事業の全部を廃止したとき。

(3) 第1項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。

(4) 当該許可証に係る許可を取り消されたとき。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第25条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第22号)によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項の受理書は、様式第23号によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(様式第24号)により行うものとする。

(平23規則18・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第26条 省令第12条の10の2第1項の届出書には、省令に定める書類及び図面のほか、同条第1項第5号に規定する変更の場合にあっては当該変更に係る第2条の19第2項各号に掲げる書類及び図面を、産業廃棄物処理施設の廃止の場合にあつては当該廃止しようとする産業廃棄物処理施設の設置に係る省令第12条の5の許可証を添付するものとする。

(平23規則18・一部改正)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

第27条 省令第12条の11第1項の届出書には、省令に定める書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他市長が必要と認める書類及び図面を添付するものとする。

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第28条 省令第12条の11の2第1項の申請書には、省令に定める書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真及び跡地利用計画書を添付するものとする。

2 第8条第3項の規定は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の確認について準用する。

(平23規則18・一部改正)

第4章 雑則

(その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、法の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月15日規則第95号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月15日規則第18号)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項、第6条第2項、第22条第1項、第23条、第26条、様式第5号、様式第12号及び様式第13号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式第8号により調製した届出書、様式第9号により調製した届出書、様式第10号により調製した申請書、様式第22号により調製した届出書及び様式第24号により調製した届出書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

3 第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にある改正前の様式第1号の23により調製した申請書、様式第5号により調製した申請書、様式第12号により調製した申請書及び様式第13号により調製した申請書は、同項ただし書に規定する改正規定の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

附 則(平成24年6月1日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月2日規則第50号)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年3月31日規則第19号)

- (施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
[様式第1号\(第2条関係\)](#)
 (平22規則95・追加、令元規則50・令4規則19・一部改正)

様式第1号(第2条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所
 申請者
 氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称、代表者の職、氏名)
 TEL
 FAX

第1項
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 の規定により、一般廃棄物収集運搬業の
 第2項

許 可
 を受けたいので、次のとおり申請します。
 許可の更新

許 可 番 号	大 一 許 第 号
取り扱う一般廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	事務所 TEL FAX
	事業場 TEL FAX
事業の用に供する施設(車両等)の種類及び数量	
営業の区域	
他の都道府県、市町村における廃棄物処理業許可取得状況	
関係書類及び図面	別添のとおりに

- [様式第1号の2\(第2条関係\)](#)
 (平22規則95・追加、令元規則50・令4規則19・一部改正)

様式第1号の2(第2条関係)

一般廃棄物処分業許可(更新)申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所
 申請者
 氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称、代表者の職、氏名)
 TEL
 FAX

第6項
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 の規定により、一般廃棄物処分業の
 第7項
 許可の更新
 を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 番 号	大 一 許 第 号
取り扱う一般廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	事務所 TEL FAX
	事業場 TEL FAX
事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び容量)	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
他の都道府県、市町村における廃棄物処理業許可取得状況	
関係書類及び図面	別添のとおりに

- [様式第1号の3\(第2条の2関係\)](#)
 (平22規則95・追加)

様式第1号の3(第2条の2関係)

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)証

大津市指令 第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大津市長 印

年 月 日付けの一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請については、廃棄物の処

理及び清掃に関する法律第7条 第1項 の規定により、次のとおり 許可 します。
第2項 更新を許可

許 可 番 号	第 号
許 可 の 期 限	年 月 日まで
取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
営 業 の 区 域	
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所
	事業場
許 可 の 条 件	

様式第1号の4(第2条の2関係)
(平22規則95・追加)

様式第1号の4(第2条の2関係)

一般廃棄物処分業許可(更新)証

大津市指令 第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大津市長 印

年 月 日付けの一般廃棄物処分業の許可の更新の申請については、廃棄物の処理

及び清掃に関する法律第7条 第6項 の規定により、次のとおり 許可 します。
第7項 更新を許可

許 可 番 号	第 号
許 可 の 期 限	年 月 日まで
取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所
	事業場
事業の用に供する施設の種類の、 数量、設置場所及び処理能力 (最終処分場の場合は埋立地の 面 積 及 び 容 量)	
事業の用に供する施設の処理 方式、構造及び設備の概要	
許 可 の 条 件	

様式第1号の5(第2条の3関係)
(平22規則95・追加、令元規則50・令4規則19・一部改正)

様式第1号の7(第2条の5関係)

一般廃棄物処理業廃止届出書

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の職、氏名)
TEL.
FAX

収集運搬 全部
一般廃棄物 業の 一部 を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
処 分 一部
の2第3項の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	大 一 許 第 号
一部を廃止した場合にあつては、 廃 止 し た 事 業 の 内 容	
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

様式第1号の8(第2条の5関係)

(平22規則95・追加、令元規則50・令4規則19・一部改正)

様式第1号の8(第2条の5関係)

一般廃棄物処理業変更届出書

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の 所
所在地、名称、代表者の職、氏名)
TEL.
FAX

収集運搬
一般廃棄物 業に関する事項に変更があつたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
処 分
第7条の2第3項の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	大 一 許 第 号
変 更 事 項	
変更内容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第1号の9(第2条の6関係)

(令元規則50・全改、令4規則19・一部改正)

様式第1号の13(第2条の9関係)

一般廃棄物再生輸送業指定申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の職、氏名)
TEL
FAX

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類	
再生利用の目的	
一般廃棄物の搬入先	
再生利用により得られる有用物の利用方法	
事務所及び事業場の所在地	事務所 TEL FAX
	事業場 TEL FAX
事業の用に供する施設(車両等)の種類及び数量	
他の都道府県、市町村における廃棄物処理業許可取得状況	
事業開始予定年月日	年 月 日
関係書類及び図面	別添のとおり

[様式第1号の14\(第2条の9関係\)](#)

(平22規則95・追加、令4規則19・一部改正)

様式第1号の14(第2条の9関係)

一般廃棄物再生生活用業指定申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の職、氏名)
TEL
FAX

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第2号の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類	
再生利用の目的	
事務所及び事業場の所在地	
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要
取引関係	排出者 氏名又は名称
	住所又は所在地
	収集運搬業者 氏名又は名称
	住所又は所在地
再生生活用により得られる有用物の利用方法	
排出者から受ける処理費の単価	
事業開始予定年月日	年 月 日
関係書類及び図面	別添のとおり

[様式第1号の15\(第2条の11関係\)](#)

(平22規則95・追加)

様式第1号の15(第2条の11関係)

一般廃棄物再生輸送業指定証

大津市指令 第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大津市長 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、次のとおり再生輸送業の指定を受けた者であることを証明します。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
取り扱う一般廃棄物の種類	
再 生 利 用 の 目 的	
事務所及び事業場の所在地	事務所
	事業場
指 定 の 条 件	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 交 付 ・ 書 換 え 交 付 (理 由 及 び 年 月 日)	

様式第1号の16(第2条の11関係)
(平22規則95・追加)

様式第1号の16(第2条の11関係)

一般廃棄物再生活用業指定証

大津市指令 第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

大津市長 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生活用業の指定を受けた者であることを証明します。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
取り扱う一般廃棄物の種類	
再 生 活 用 の 方 法	
事 業 場 の 所 在 地	
取 引 関 係	
指 定 の 条 件	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 交 付 ・ 書 換 え 交 付 (理 由 及 び 年 月 日)	

様式第1号の17(第2条の12関係)
(平22規則95・追加、令4規則19・一部改正)

様式第1号の17(第2条の12関係)

一般廃棄物再生利用個別指定変更指定申請書

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の職、氏名)
TEL
FAX

再生輸送業
一般廃棄物の再生生活用業の指定に係る事業の範囲の変更の承認を受けたいので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条の12第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
関 係 書 類 及 び 図 面	別 添 の と お り

様式第1号の18(第2条の13関係)

(平22規則95・追加、令元規則9・一部改正)

様式第1号の18(第2条の13関係)

一般廃棄物再生利用個別指定更新申請書

年 月 日

(あて先)
大 津 市 長

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物の再生利用個別指定の更新を受けたいので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条の13第2項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
事 業 の 範 囲	再生活用又は再生輸送の別
	取り扱う一般廃棄物の種類

(日本産業規格A列4番)

様式第1号の19(第2条の14関係)

(平22規則95・追加、令4規則19・一部改正)

様式第1号の19(第2条の14関係)

一般廃棄物再生利用個別指定業廃止届出書

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の職、氏名)
TEL
FAX

再生輸送業
一般廃棄物の 再生生活用業
の全部を廃止したので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条の14の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
廃 止 年 月 日	

様式第1号の20(第2条の15関係)
(平22規則95・追加、令4規則19・一部改正)

様式第1号の20(第2条の15関係)

一般廃棄物再生利用個別指定業指定証再交付申請書

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の職、氏名)
TEL
FAX

再生輸送業
一般廃棄物の 再生生活用業
の指定に係る指定証の再交付を受けたいので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条の15の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
再 交 付 申 請 の 理 由	

様式第1号の21(第2条の18関係)
(平22規則95・追加、令4規則19・一部改正)

様式第1号の21(第2条の18関係)

一般廃棄物再生輸送業実績報告書

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

住所
報告者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の職、氏名)
TEL
FAX

年 月度の一般廃棄物再生輸送の実績について、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行細則第2条の18の規定により、次のとおり報告します。

指定の年月日及び指定番号	年	月	日	第	号
取り扱う一般廃棄物の種類	排出者 氏名又は名称 住所又は所在地	再生活用の方法	再生輸送量 (t)		
			t		
			t		
			t		
			t		
			t		
			t		

様式第1号の22(第2条の18関係)
(平22規則95・追加、令4規則19・一部改正)

様式第1号の22(第2条の18関係)

一般廃棄物再生生活業実績報告書

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

住所
報告者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の職、氏名)
TEL
FAX

年 月度の一般廃棄物再生生活の実績について、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行細則第2条の18の規定により、次のとおり報告します。

指定の年月日及び指定番号	年	月	日	第	号
取り扱う一般廃棄物の種類	排出者 氏名又は名称 住所又は所在地	再生活用の方法	再生生活量 (t)		
			t		
			t		
			t		
			t		
			t		
			t		

様式第1号の23(第2条の19関係)
(平22規則95・旧様式第1号繰下・一部改正、平23規則18・平24規則77・令元規則9・一部改正)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先) 大津市長

申請者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種別	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種別	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※許可の年月日	年 月 日
※許可番号	
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の理立処分の用に供される場所の面積及び理立容量)	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 理立地の面積 m ² 理立容量 m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄	

(日本産業規格A列4番)

(第3面)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住所		

法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
-----------	------	----	----

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	所在地
-----------	-----

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
△理立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	本籍	住所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	住所
		割 合		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場等の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種別については、燃やせるごみ、燃やせないごみ等の種別を記入すること。
- △印の欄に記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第2号(第2条の19関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書				
年 月 日				
(あて先)大津市長				
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号				
次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。				
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
設置場所				
竣工の年月日	年 月 日			
使用開始予定年月日	年 月 日			
添付図面及び書類	<table border="1"> <tr> <td>1 竣工図面 (施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図)</td> <td rowspan="2">受 付 欄</td> </tr> <tr> <td>2 その他参考となる書類又は図面</td> </tr> </table>	1 竣工図面 (施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図)	受 付 欄	2 その他参考となる書類又は図面
1 竣工図面 (施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図)	受 付 欄			
2 その他参考となる書類又は図面				

(日本産業規格A列4番)

様式第3号(第2条の19、第22条関係)
(平22規則95・令元規則9・一部改正)

様式第3号(第2条の19、第22条関係)

一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査結果通知書	
第 号 年 月 日	
様	
大津市長 印	
年 月 日付で申請のあった下記施設の使用前検査については、年 月 日に実施したところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項(第15条第2項)の申請書に記載された設置に関する計画に 適合していると認められるので (適合していないので改善のうえ再度使用前検査を受けるよう) 通知します。	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
施設の種別	
施設の設置場所	
適合していない内容	

(日本産業規格A列4番)

様式第3号の2(第2条の20関係)
(平23規則18・追加、令元規則9・一部改正)

様式第3号の2(第2条の20関係)


一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
年 月 日	
(宛先)大津市長	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

(日本産業規格A列4番)

様式第3号の3(第2条の20関係)

(平23規則18・追加、令元規則9・一部改正)

様式第3号の3(第2条の20関係)

定期検査結果通知書	
年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
大津市長 	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

(日本産業規格A列4番)

様式第4号(第3条関係)

(令元規則9・一部改正)

様式第4号(第3条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)	
年 月 日	
(あて先)大津市長	
報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置の場所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事務処理欄	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	

(日本産業規格A列4番)

様式第5号(第4条関係)

(平23規則18・平24規則77・令元規則9・一部改正)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書 年 月 日 (宛先) 大津市長 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号								
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。								
一般廃棄物処理施設の設置の場所								
一般廃棄物処理施設の種別								
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号							
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類							
	一般廃棄物処理施設の処理能力							
	(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)							
	<table border="1"> <tr> <td>埋立地の面積</td> <td>㎡</td> <td>埋立地の面積</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>埋立容量</td> <td>㎥</td> <td>埋立容量</td> <td>㎥</td> </tr> </table>	埋立地の面積	㎡	埋立地の面積	㎡	埋立容量	㎥	埋立容量
埋立地の面積	㎡	埋立地の面積	㎡					
埋立容量	㎥	埋立容量	㎥					
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画								
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画								
変更の理由								
着工予定年月日	年 月 日							
使用開始予定年月日	年 月 日							
※許可の年月日	年 月 日							
※許可番号								
※事務処理欄								

(日本産業規格A列4番)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	所 在 地	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がある場合)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍 住 所
		割 合	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所	
	役 職 名 ・ 呼 称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場等の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。こと。 6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 7 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

様式第6号(第5条関係)

一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証			
		年 月 日	
住所			
氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項(第9条第1項)の規定により、設置(変更)の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">大津市長 </p>			
許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	<p>1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</p> <p>2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し指示を受けること。</p> <p>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</p>		

(日本産業規格A列4番)

様式第7号(第5条、第24条関係)
(令元規則9・一部改正)

様式第7号(第5条、第24条関係)

一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置・産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業許可証再交付申請書	
年 月 日	
(あて先)大津市長	
<p>申請者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p>	
<p>一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置・産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業許可証をき損(汚損、亡失)したので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条(第24条)の規定により、次のとおりその再交付を申請します。</p>	
許可番号	
許可年月日	
業務の種類	
処理施設の種類	
処理施設の設置場所	
最終処分地	
再交付申請の理由	

(日本産業規格A列4番)

様式第8号(第6条関係)
(平23規則18・令元規則9・一部改正)

様式第8号(第6条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	
年 月 日	
(宛先)大津市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類の	
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
変更の内容	△ 軽 微 な 変 更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4に掲げる事項の変更(同法第6号関係を除く。)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項の変更
	(ふりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役 職 名 ・ 呼 称 住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
※事務処理欄	
備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

(日本産業規格A列4番)

様式第9号(第7条関係)

(平23規則18・令元規則9・一部改正)

様式第9号(第7条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書	
年 月 日	
(宛先)大津市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
※事務処理欄	

(日本産業規格A列4番)

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種 類	数 量(m ³)	性 状
備考 ※の欄は記入しないこと。			

様式第10号(第8条関係)

(平23規則18・令元規則9・一部改正)

様式第10号(第8条関係)

(表面)	
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	
年 月 日	
(宛先)大津市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
	種 類 数 量(㎡)
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日

(日本産業規格A列4番)

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等又は地下水の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。 3 地下水とは、基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。 4 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 5 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。 6 市長が定める部数を提出すること。	

様式第11号(第8条、第28条関係)
(令元規則9・一部改正)

様式第11号(第8条、第28条関係)

(表面)	
一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認結果通知書	
第 号 年 月 日	
様	
大津市長 印	
年 月 日付けで申請のあった下記施設の廃止の確認については、年 月 日に実施したところ、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第3項(第2条第3項)の廃止の技術上の基準に 適合していると認められるので(適合していないので改善のうえ再度廃止確認を受けるよう) 通知します。	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
最終処分場の種類	
施設の設置場所	
適合していない内容	

(日本産業規格A列4番)

様式第11号の2(第8条の2関係)
(平23規則18・追加、令元規則9・一部改正)

様式第11号の4(第8条の3関係)

熱回収施設休廃止等届出書		年 月 日
(宛先)大津市長		届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

(日本産業規格A列4番)

様式第11号の5(第8条の4関係)

(平23規則18・追加、令元規則9・一部改正)

様式第11号の5(第8条の4関係)

熱回収報告書		年 月 日
(宛先)大津市長		報告者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
年4月1日から までの年間の熱回収率	年3月31日	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。		

(日本産業規格A列4番)

様式第12号(第9条関係)

(平23規則18・平24規則77・令元規則9・一部改正)

(表面)

一般廃棄物処理施設設置者相続届出書 年 月 日 (宛先)大津市長 届出者 住 所 氏 名 電話番号 一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種別	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※ 事務処理欄	

(日本産業規格A列4番)

(裏面)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
法定代理人(相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	所 在 地	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。		
※手数料欄		

産業廃棄物再生利用個別指定業指定申請書	
年 月 日	
(宛先)大津市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けたので、次のとおり申請します。	
事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別 取り扱う産業廃棄物の種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 事業場
再生利用の目的	
事業開始予定年月日	
※事務処理欄	

(日本産業規格A列4番)

再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	

既に処理業の許可を有している場合は許可番号	都道府県市区名	許 可 番 号
申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住 所
法定代理人(申請者が産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		所 在 地
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号ニに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍 住 所
		割 合	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7又は第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 住 所	役職名・呼称
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「法定代理人」の欄から「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7又は第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 市長が定める部数を提出すること。			

様式第16号(第13条関係)

産業廃棄物再生利用個別指定業指定証

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者は、次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けた者であることを証明します。

大津市長



指定(指定の更新)の年月日 年 月 日
指定の有効年月日 年 月 日まで

指 定 番 号	
指 定 業 種	
対象とする産業廃棄物の種類	(以上 項目)
事務所及び事業場の所在地	
再生利用の目的	
再生利用の方法	
取 引 関 係	

指定の更新又は変更の状況

[様式第17号\(第14条関係\)](#)

(平24規則77・令元規則9・一部改正)

様式第18号(第15条関係)

産業廃棄物再生利用個別指定業更新申請書	
年 月 日	
(あて先)大津市長	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物の再生利用個別指定の更新を受けたいので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。	
指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別
	取り扱う産業廃棄物の種類

(日本産業規格A列4番)

様式第19号(第16条関係)
(令元規則9・一部改正)

様式第19号(第16条関係)

産業廃棄物再生利用個別指定業廃止届出書	
年 月 日	
(あて先)大津市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物の再生利用個別指定業の全部(一部)を廃止したので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
全部(一部)の廃止年月日	
廃止した事業の範囲	

(日本産業規格A列4番)

様式第20号(第17条関係)
(令元規則9・一部改正)

様式第20号(第17条関係)

産業廃棄物再生利用個別指定業変更届出書		
年 月 日		
(あて先)大津市長		
届出者 住 所		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
産業廃棄物再生利用個別指定業指定証の記載事項に変更を生じたので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
指 定 年 月 日		
指 定 番 号		
変 更 年 月 日		
変 更 事 項	変更前	変更後
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
事務所及び事業場の所在地		
再 生 利 用 の 目 的		
再 生 利 用 の 方 法		
取 引 関 係		

(日本産業規格A列4番)

様式第21号(第18条関係)
(令元規則9・一部改正)

産業廃棄物再生利用個別指定業指定証再交付申請書		
年 月 日		
(あて先)大津市長		
申請者 住 所		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
産業廃棄物再生利用個別指定業指定証をき損(汚損、亡失)したので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第18条第1項の規定により、次のとおりその再交付を申請します。		
指 定 年 月 日		
指 定 番 号		
事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再交付申請の理由		

(日本産業規格A列4番)

様式第22号(第25条関係)
(平23規則18・令元規則9・一部改正)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
年 月 日	
(宛先) 大津市長	
届出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	許可年月日 年 月 日 許可番号
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	1 1日当たりの処理能力(廃棄物の種類ごとに記入) m ³ /日()時間 t/日()時間
	2 時間当たりの処理能力(廃棄物の種類ごとに記入) m ³ /時間 t/時間
	3 最終処分場に係る処理能力 面積 m ² 埋立容量 m ³

産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。)の見込み	※種類ごとにm ³ /日若しくはt/日で記入
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物が、受入前に他の一般廃棄物と分別される方法 ※ 分別されたものであることを証する書類の添付でも可	
一般廃棄物の処理の開始予定年月日	年 月 日
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 届出は、一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。 3 産業廃棄物処理施設の種類については、廃プラスチック類の破砕施設、廃プラスチック類の焼却施設、木くずの破砕施設、がれき類の破砕施設、木くず等の焼却施設、最終処分場(管理型)の別を記入すること。 4 届出書には、以下の書類を添付すること。 (1) 当該産業廃棄物処理施設に係る許可証の写し (2) 次のいずれかの書類 ア 当該産業廃棄物処理施設を使用して処理する一般廃棄物処分の許可証の写し イ 当該産業廃棄物処理施設を使用して専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分業として行う者であることを示す書類 ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し (3) 当該産業廃棄物処理施設を使用しての廃棄物の処理計画書(一般廃棄物の処理の開始後の廃棄物の受入量の見込み(現況の処理量を示し、これとの対比が可能なこと。)、受入れすることとなる一般廃棄物の排出元(業種等廃棄物の性状の推測が可能なこと。)、排出元での他の一般廃棄物と分別される方法等が示されていること。) 5 当該産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物については、産業廃棄物とみなして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の6から第12条の7の5までの規定が適用されるので留意すること。	

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書

番 号
年 月 日

届出者 様

大津市長 印

年 月 日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定に基づく届出を受理しました。

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	許可年月日 年 月 日 許可番号
産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に付された条件	

様式第24号(第25条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書	
年 月 日	
(宛先)大津市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、受理書を添えて届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	
廃 止 の 理 由	
変更又は廃止の年月日	年 月 日

(日本産業規格A列4番)